

議案第76号	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
住宅政策課	公営住宅法施行規則第23条に基づき、国土交通大臣が毎年、建築物価の変動を考慮して地域別に定める推定再建築費等を算出するための率が告示されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正内容】 市営住宅家賃の改定（第15条） 国土交通大臣が毎年定める率に基づき、別表に定める応益係数と近傍同種の家賃を改める。</p> <p>【施行期日】 平成26年4月1日</p>	